風景づくり計画見直し骨子 (案) について

(付議の要旨)

世田谷区風景づくり委員会の審議を踏まえ、風景づくり計画の見直し骨子(案)を取りまとめたので報告する。

1. 主旨

「風景づくり計画」は、景観法に基づく景観計画として策定、平成20年4月から 運用しており、地域風景資産の選定の機会を基準として見直しを行うこととしている。 この間、平成25年度に第3回地域風景資産を選定したことを機会に、庁内に関係 所管からなる検討体制を組み、現行の風景づくり計画における施策の検証など、風景 づくり計画の見直しに向けた検討を行い、諮問機関である「世田谷区風景づくり委員 会」における審議を踏まえ、「風景づくり計画見直し骨子(案)」をまとめたので報告

2. 経過

する。

12月 5日 風景づくり委員会(諮問)

平成 26 年 3 月 1 日 風景づくりフォーラム 2014 開催

(計画見直しの周知及びアンケート実施、参加人数 150 人)

3月25日 風景づくり委員会(見直し骨子(案)審議)

4月18日 庁議準備会議報告(区骨子案)

3. 見直しの視点

区民・事業者との協働により総合的かつ計画的な世田谷の風景づくりを進めるため、これまでの景観行政の実績を点検評価し、上位計画等との整合性を図るとともに現行計画を踏まえながら、次のような視点で見直しを行う。

<主な見直しの視点>

① 計画の構成

景観法に基づく風景づくりが中心となる現行計画を風景づくりの総合的な計画とし、「風景づくりの基本的な考え方(計画の主旨、風景特性、将来像・目標)」、「条例等に基づく風景づくり」、「風景づくりの推進体制」を強化・追加し、体系的に示す。

② 計画の期間

現行計画には計画期間の定めがなく、地域風景資産の選定を機会に概ね4年毎の 見直しを行うこととしているが、都市整備方針の分野別方針であることを踏まえ、 概ね10年を基本的な計画期間として、必要に応じて適宜見直しを図るものとする。

③ 風景特性、将来像・目標の明確化

風景づくりの総合的な計画として、現行計画や街づくりの動向を踏まえ、世田谷の風景特性、将来像・目標を明確化する。

④ 建設行為等の届出に関する事項(区域、届出対象、基準)

建設行為等を行う事業者に対して、より世田谷の風景特性や計画地の立地特性に 応じた効果的な指導・誘導を行えるよう、現行計画の運用開始から5年間の届出実 績を踏まえて届出対象区域・届出対象・基準等を見直す。

4. 見直し骨子(案)

別紙「風景づくり計画見直し骨子(案)」のとおり

5. 今後の予定

平成 26 年 5 月 28 日 都市整備常任委員会報告(区骨子)

6月上旬 風景づくり計画見直し骨子の公表

6月14日 区民意見交換会

10月 風景づくり委員会答申(素案)

11月14日 政策会議報告(区素案)

11月 都市整備常任委員会報告(区素案)

11月15日~パブリックコメント及び素案説明会の実施

1月14日 政策会議報告(区案)

2月上旬 都市整備常任委員会報告(区案)

平成27年 3月 風景づくり計画策定

(周知期間)

6月 新たな風景づくり計画による運用開始